

看護師特定行為研修 実習を行うに当たり患者に対する説明の手順  
(日本慢性期医療協会ガイドライン)

- ① 特定行為研修の実施責任者は、患者または家族に対し、「特定行為に係る看護師の研修制度」の目的について、文書および口頭で説明を行う。
- ② 特定行為研修の実施責任者は、患者または家族に対し、「特定行為研修計画」について、文書および口頭で説明を行う。
- ③ 特定行為研修の実施責任者は、患者または家族に対し、実習の対象となる「特定行為」について、文書および口頭で説明を行う。
- ④ 特定行為研修の実施責任者は、患者または家族に対し、「手順書」について、文書および口頭で説明を行う。「手順書」には、以下の事項を記載するものとする。
  - \*当該手順書に係る対象となる患者
  - \*看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲
  - \*診療の補助の内容
  - \*特定行為を行うときに確認すべき事項
  - \*医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制
  - \*特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法
- ⑤ 特定行為研修の実施責任者は、患者または家族に対し、実習に係る安全管理に関する組織の設置状況について、文書および口頭で説明を行う。
- ⑥ 特定行為研修の実施責任者は、患者または家族に対し、実習に係る緊急時の対応について、文書および口頭で説明を行う。
- ⑦ 特定行為研修の実施責任者は、患者または家族に対し、実習に係る相談体制について、文書および口頭で説明を行う。
- ⑧ ①～⑦に基づき、特定行為研修の実施責任者は、実習生が特定行為についての実習を実施するにあたり、同意書により、あらかじめ同意を得るものとする。なお、患者の状況等の変化により、特定行為の方法などに変更が必要な場合は、再度の説明、同意を得ることとする。
- ⑨ 守秘義務および情報管理について  
特定行為研修の実施責任者は、患者または家族に対し、実習において知り得た事柄については、守秘義務を遵守し、個人情報および「特定行為研修計画書」「手順書」「同意書」等の記録類の取り扱いには十分に注意を払うことを説明する。